

募集要項等に関する質問への回答

No.	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	仕様書	1	3	(2)	イ	面積 ※ウッドデッキ	ウッドデッキを使用する場合、行政財産使用料がかかるのは理解したが、時期を選ぶことはできるのか。(4月から10月まで等) また、就労系の事業所指定を受ける際に、相談室や静養室の基準がある。どこかの区域を専有できるのか。	ウッドデッキの使用期間を指定して使用することは可能とします。これを希望する際は、(様式6)浦安市老人福祉センター喫茶コーナー運営企画提案書の「5. 付加サービスについてご提案ください。」にその旨を記載してください。また、その際は(様式5)貸付料提案書のウッドデッキに係る貸付料の提案をしなくて良いものとします。 また、仕様書1頁3(2)イで示している面積以外での占有はできませんが、事業者の指定を含むやむをえない理由がある場合については、老人福祉センターミーティングルームの共同使用に関して、別途協議を行うことは可能とします。
2	仕様書	4	4	(10)		原状回復	原状回復とは、何処までを指すのか。 浦安市も認めている通り、すでに機器老朽化しており、入替は5年の間に必須と予測される。その場合に、廃棄費用の負担は浦安市か事業者か、また、そもそも、廃棄してよいのか。 また、退去時は、導入した機器等は法人資産として持ち出すということによるのか。	原状回復とは、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用によって生じた賃借物の損耗及び賃借物の経年変化を除く。)の回復を行うことです。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではないこととします。市からの貸与品の廃棄については、市の負担で行うため、適宜ご相談ください。 事業者の負担により導入した機器については、法人資産として持ち出しを含め管理をお願いします。
3	仕様書	4	5	(3)		販売品目	イ.「喫茶・軽食の範囲を逸脱しないものとは具体的にどのようなメニューをさすのか。禁止されているメニューはあるのか。また、メニューの最低提供数はあるか。 エ. 価格設定について、「できるだけ安価に」とあるが、上限金額はあるのか。また、「最終決定は市と協議すること」とあるが、市場価格と大幅な隔たりがなく、上限金額の範囲であれば、事業者が自由に価格設定をすること、また、原材料費の適正な価格転嫁は国も通知を出しており、それに則り価格を変更することは事業者の専決事項として認めていただけるか。	喫茶・軽食については、仕様書4頁5(3)イの通り、湯煎や温めによる調理が可能なものを原則とします。 具体的に禁止するメニューは、仕様書4頁5(3)ア・ウの通り酒類の提供と館内施設に影響を与えるような、調理時や料理そのものの匂いが強いメニューとしており、メニューの最低提供数については、定めておりません。 価格設定については、上限金額を定めていませんが、物価上昇分を勘案し事業者が価格を設定する場合、市と協議のうえで決定するものとします。
4	仕様書	5	5	(7)		商品の搬入	「事業用、従業員用の車両のための駐車場は提供できません」とあるが、就労サービスの事業所の場合、配達や仕入れを利用者の生産活動として行っており、車両によって移動することが頻繁に生じるため、駐車場を確保していただけるか。	仕様書5頁5(7)に記載の通りとします。
5	仕様書						学習支援スペースの設置や、図書などの貸し出しを行う事は可能か。	仕様書3頁4(6)アに記載の通りとします。